

# 社会的和解をめぐる相克

## 南アフリカ・真実和解委員会活動後の課題

### 阿 部 利 洋

#### はじめに

南アフリカの真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission of South Africa, 以下 TRC)<sup>†1</sup>が、その斬新な理念を掲げて活動をはじめから、7年もの歳月が経過している。今年3月に報告書最終巻が公表されたことで<sup>†2</sup>、部分的に延期されてきた TRC の活動は一段落したといえる。そこで、本稿では和解という理念をめぐるポスト TRC 期の課題を具体的に検討していきたい。その際、とりわけ「さまざまな意見や視点の相克がどのように現れているか」に焦点をおくことに

する。これは、TRC が直面した困難の質を把握するひとつの方法であると同時に、その相克そのものにある種の逆説的な効果を推論することもできるのではないかと考えるからである。

#### 2 社会的和解をめぐる相克

これまで TRC は国際社会から肯定的な視線を浴びることが多く、実際に南アフリカの活動に影響を受けた委員会がいくつも立ち上げられてきた<sup>†3</sup>。ひるがえってポスト TRC 期の南アフリカ社会では、「社会的な和解を促進する」という目標がどのようなかたちで進んできているだろうか。

†1 アパルトヘイト後の南アフリカ社会は、前体制下における殺人・拷問・誘拐等の政治的暴力について、証言と特赦を中心とした紛争処理形態を採用した。TRC はその試みを主導した政府の委任機関であり、主な活動は1996年から2000年にかけて実施された。社会を癒し過去の過ちの繰り返しをふせぐことを目標に掲げ、隠蔽され抑圧されてきたアパルトヘイト時代の事実を明らかにして記録に残すことを目的とした。TRC については、永原陽子「南アフリカの真実和解委員会」(『アフリカレポート』第28号 1999年3月)。

†2 <http://www.gov.za/reports/2003/trc/index.html>

†3 ナイジェリア・人権侵害調査委員会 (Commission of Inquiry for the Investigation of Human Rights Violations, 1999~2000年) は、1966年から99年5月28日までの人権侵害を扱い、報告書 *Nigeria, Time for Justice and Accountability* を公刊した。東チモール・受容真実和解委員会 (Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor, 2000年1月~) は、1974年4月25日から99年10月25日の間に起きた政治的紛争に付随する人権侵害を調査対象としている。シェラレオネ・真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission, 2000年~) は、1991年から99年7月7日までを調査対象期間としている。

TRC イメージと相互意識 (IJR サーベイより)

	(%)			
	黒人	白人	カラード	インド人
TRC プロセスは失敗だ、もう忘れよう	36	76	58	74
過去の傷は開かないほうがよい	59	76	78	79
白人は今も昔もアパルトヘイトの恩恵を被っている	88	38	78	83
白人は不当に土地を奪ったのだから土地の権利はもたない <sup>1)</sup>	黒人の85%が Yes, 白人の75%が No			
アパルトヘイトの発想はよかったが実行に失敗した	36	51	35	42
他の人種グループとはけっして食事をしない <sup>2)</sup>	81	45	40	35

(注) 対象は18歳以上の成人3727名。各自の母語による面接方式(平均84分)。表では、統計資料のなかで「強く同意」と「同意」に区分されていた割合を、「Yes = 同意」とまとめて記した。

1) 白人の17%は「断定できない」(uncertain)。2) 黒人は白人と、その他の人種グループは黒人とを、それぞれ想定した回答。

(出所) IJR による CD-ROM “truth and reconciliation survey 2001” より筆者作成。

まず、「和解が成立したのか」、「和解は促進されたのか」という問い以前に、和解概念をめぐる相容れない複数の態度が一貫して継続してきている点をおさえねばならない。「和解する」(ツツ)、「和解は必要だ」(白人リベラル)といった肯定的な姿勢のほかに、「アフリカーナーやズールーの政治的立場を反映させない限り和解はない」(旧国民党、インカタ自由党)、「解放闘争が全面的に肯定されない限り和解はない」(パンアフリカニスト会議)、「加害者が補償し悔悛しない限り和解はない」(活動家の遺族たち)といった条件つき否定、さらに「対話・交渉のメタファーとしての和解」との認識にたって、和解の当否について直接論じない立場がある。こうしたさまざまな距離のとり方の背後を、「TRCの活動は認めるけれど、自分が語ることはない」とする膨大な沈黙がとりかこんでいるのである。このように「和解」をめぐる相克する構図は、基本的に TRC 活動期間を通じて変化がなかったのではないかとと思われる。

また、2001年に実施された正義和解研究所(以下 IJR)<sup>†4</sup>による社会意識調査では、TRC に対する否定的な回答もめだち、日常生活における身近な人種・民族関係や過去のイメージが改善されたとはいいがたい状況も垣間見える。

このような結果を検討しながら、IJR の論者たちは「TRCの理念は国内よりも国外で評価されたものだったようだ」とクールなコメントを隠さない。実際、和解論議の重心は、TRC 活動期の後半からは(特赦への疑義とともに)補償問題に移っていった。この動きを後押ししたのが「補償は、和解や癒しの媒体として重要だ」という見方である。しかしながらそこでも、「償われるべき被害が何で

†4 IJR (Institute for Justice and Reconciliation) は、TRC の作業を部分的にひきつぐ組織として、2000年5月に民間 NGO として設立された。その目的は国内的には「過去をめぐる対話を継続させること」、対外的には「過去の分裂を癒す必要のある地域と、南アフリカの経験を共有すること」である (<http://www.ijr.org.za/>)。

あり、どういう規準で被害を序列化し、誰が償うべきなのか」について一般的なコンセンサスがえられていないために、さまざまな工夫が要請されてきた。

そのなかで注目に値するものとして、「受益者責任」という考え方がある。暴力行為の加害者だけでなく、アパルトヘイト体制を支えていた社会集団・組織もまた、責任を負う必要があるという考え方である。この発想は、社会的和解という目標にたいして具体的にこたえるものであると同時に、人種間の所得格差を考慮する間接的なアフーマティブ・アクションとしても考えることができる。所得に関する実質的な人種格差を制度上で直接認知することはできないため、白人ではなく「企業や公務員」、補償ではなく「責任ないし税」という間接的なカテゴリーがとりあげられる。つまり「加害者集団である白人による罪の償い」ではなく、「経済的バランスの回復」という中立的な形式が選択されているということである。さらに、政府予算の不足により被害者にたいする一時的な緊急補償以上の見通しがたたない現状を反映したのもであった。

このような見地からは、まずNGO組織であるアパルトヘイト負債調整委員会 (Apartheid Debt Coordinating Committee) による提案があった。アパルトヘイト期に蓄積された政府の債務は、現在のところ3000億ラント(約4兆5000億円)にのぼっており、その負債額の利子として年400億ラント(6000億円)を現在の政府が支払い続けている。この額は教育につぐ規模であり、例えば医療費200億ラント(3000億円)、治安と福祉180億ラント(2700億円)、住宅40億ラント(600億円)、水道20億ラント(300億円)などと比べればいかに膨大なものかが分かる(「TRC報告書」第4巻 57ページ)。債権者としては、前体制の公務員へ年金を支払う公共出資委員会が

40%、南アフリカ国内の民間企業およびその他の資産家の合計が50%、残りが南アフリカ準備銀行と外国資本によるものであった。負債調整委員会は、こうした前体制の公的債務を帳消しにするよう提案した(1997年10月17日、「TRC報告書」第4巻55ページ)<sup>†5</sup>。これによって前体制下で特権を享受してきた企業が責任を負い、同時に教育やインフラなどに予算を回すことができると主張したのである。しかし、この提案は、SANLAM社長のスミス氏から「国債の信用を損なう」、「新たな債務を困難にする」と反対された。

つぎに取り上げられたのが富裕税(wealth tax)<sup>†6</sup>という発想である。大企業の年間売上高の1%を徴収すべしという案は、ステレンボッシュ大学経済学部のテールブランチ教授が提案してから、いくつかのバリエーションをともないつつ現在にいたっている。この案は、アパルトヘイトから利益を得ていた富裕層の罪悪感をやわらげ、かつ今後ビジネスをつづけていくための「安全を買う」意味合いもあると言われた(*The Star*, 2000年3月16日)。

今年公開された報告書第6巻のなかでも、TRC補償小委員会は企業の負担をつよく主張しているが、その実現へむけてはいまなお議論がつづけられている。また、補償小委員会が大統領基金<sup>†7</sup>へ

†5 この提案においては、1898年の米西戦争後にアメリカが、キューバのスペインにたいする債務を帳消しにした例や、1917年のロシア革命後にポリシェビキがツァー時代の国際債務の支払いを拒否した例などが引き合いにだされた。

†6 この提案の伏線は、1995年の移行期特別税(transition levy)である。個人と企業にたいして、5万ラントを超える課税所得の5%が徴税された。また、特定社会集団にのみ徴税する点については、東西ドイツ統一後に、元西ドイツ国民にたいして課せられた特別税が参照されている。

†7 TRCは補償政策を決定する権限をもたず、大統領基金がTRC勧告を受けて補償金を支払うことになっている。

提出した「被害者への補償サービス案」も、現在のところ、どの程度実施されたかは明らかになっていない。

### 3 和解というレトリックの社会的リアリティ

このように、「和解という目標の理解」、「人種・民族集団ごとの社会意識」、「補償政策の議論」の3点にかんする相克する現状を目にするかぎり、「対立していた人々が仲直りする」という、和解概念の素朴なイメージは、ポストTRC期の南アフリカ社会では一般化していないといえるだろう。政治的理念は（とくに政党間で）共有されておらず、人々の社会意識が前向きに変化したとは必ずしもいえず、もっともプラグマティックな経済的解決すら意見がまとまらない。ここから、和解の理念は社会変動期における一過性の政治的フィクションだったのだろうかという疑問も生じるかもしれない。「社会が癒される」、「人種・民族が和解する」という目標を字義どおりに、敵対関係にあった人々同士の心理的なゴールと受け取るならば、現状は行き詰まりを示していると見えるだろう。

しかし、IJRの論者たちが主張する「対話・交渉のメタファーとしての和解」という考え方にそって再考するならば、一見否定的にみえるいくつかの要素に、別の効果を見出すこともできるのではないか。それは、「複数の立場からの反発や違和感が持続してきた」という事実が、逆説的にも（社会資源の再分配や相互のトラウマ理解を含む）交渉を持続させようとする社会規範が生じてきたことの例証なのではないか、というものである。別の見方をすれば、「和解」ではなく、「真相究明」や「正義」、「誇り」のような理念が第一目標として掲げられていたなら、はたして「反発や違和感を持続させる」ことができたのだろうか？ TRC 研究部

長をつとめたピラ＝ピセンシオは、「否定するにせよ、賛同するにせよ、南アフリカ人なら誰もが、和解というコンセプトを無視することができなくなった」点を強調する（Villa-Vicencio[2002]）。全国津々浦々に足をのびしたTRC公聴会の開催ネットワークと、活動期間中つねにその模様を報道しつづけた新聞・ラジオ・テレビなどのメディアによるバックアップが、そうしたイメージを浸透させてきたといえるかもしれない。公聴会（人権侵害・特赦・特別・補償ワークショップ）開催数は、5年間で365回であった。1回の開催が10日に及んだところもあるので、延べ日数を勘案すれば、TRCの情報がいかに「日々の出来事」となっていたかが分かる。

「和解へいたるには時間がかかる」という見方はしばしば語られてきたが、ここではその「時間」を保証するという効果について、「社会的和解という目標の設定が、目標の達成如何とは別に、交渉を持続させる条件としての効果をもってきたのではないか」という観点から考えてみた。こうした理解は、これまで和解概念やTRCをめぐる否定的に指摘されてきた諸要素にたいして、そうであるがゆえに肯定的な社会的機能を果たしているのではないかと問いかけるものなのである。

#### 〔参考文献〕

Villa-Vicencio, C.[2002] "Reconciliation as Metaphor," in *Theology in Dialogue: The Impact of the Arts, Humanities, & Science on Contemporary Religious Thought*, eds. L. Holness and K. Wustenburg, David Philip Publishers.

Truth and Reconciliation and thereafter the Department of Justice [1998] *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report*, Vol. 4, Juta & Co. Ltd.

（あべ・としひろ／日本学術振興会・京都大学大学院）